

総則

総則 目次

総 則.....	0-1-1
第1章 運用方針.....	0-1-1
第1節 砂防設計の手引きの目的.....	0-1-1
第2節 適用.....	0-1-1
第3節 運用.....	0-1-1
第2章 基本事項.....	0-2-1
第1節 手引きの構成.....	0-2-1
第2節 引用文献等.....	0-2-1

総 則

第1章 運用方針

第1節 砂防設計の手引きの目的

本手引きは、愛知県建設部砂防課の所管する事業のうち、砂防事業に関する調査、計画、設計、施工および管理のために必要な技術的事項について定めるものであり、砂防事業の技術の体系化を図り、技術的水準の維持、向上に資することを目的とする。

解 説

本手引きは、技術水準の向上、社会的背景の変化を鑑み、必要に応じて適宜改訂を行っていくものである。

第2節 適用

本手引きは、愛知県建設部砂防課の所管する砂防等に関する事業に適用する。

解 説

災害復旧事業およびこれに関連して行う事業についても、改良度の高い事業については原則として本手引きを適用するものである。ただし、災害の緊急性、上下流の計画との整合性等から本手引きによることが困難または不適當な場合においては、本手引きを適用しないことができる。

また、この手引きに定める内容について、関係諸法令に別に定めがある場合においては、この手引きにかかわらず、これらの諸法令によるものとする。関係諸法令とは、法律、政令、国土交通省令および国土交通省訓令を指す。

第3節 運用

本手引きで示した事項において、経済性、環境保全、施工性等の観点より、より適切な方策が見いだせる場合においては、本手引きに示す技術的水準を損なわない範囲において、この手引きによらない方策を採用することを妨げない。

解 説

本手引きは、平成29年7月現在において標準的と考えられる技術的な事項を示したものであり、より高度な水準を指向することを妨げるものではない。

本手引きで示されていない技術的な事項を採用するにあたっては、愛知県建設部砂防課との協議を必要とする。

なお、本県においては「砂防指定地内行為技術審査基準（愛知県）」が示されており、砂防指定地内行為に係わるものについては、これら技術内容について準拠すること。

第2章 基本事項

第1節 手引きの構成

本手引きは、総則および共通一般、調査、土石流・流木対策計画、土石流・流木対策施設、水系砂防計画、水系砂防施設、施工、管理の8編よりなり、各編は砂防事業にかかわる技術的事項についての標準的と考えられる内容とする。

解説

各編は章、節、細目、細々目よりなる。解説は、本文の理解を深め、その適用にあたっての判断を誤ることのないよう、本文の内容の説明、背景、具体的内容等を示したものである。

第2節 引用文献等

本手引きで参考とした図書	発行年	発行機関	略称
国土交通省河川砂防技術基準 同解説 計画編	H17.11	国土交通省河川局監修	国河計
砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	H28.4	国土交通省 国土技術政策総合研究所	砂土計
土石流・流木対策設計技術指針解説	H28.4	国土交通省 国土技術政策総合研究所	土流設
建設省河川砂防技術指針(案) 調査編 同解説	H9.10	建設省河川局監修	建河調
建設省河川砂防技術指針(案) 計画編 同解説	H9.10	建設省河川局監修	建河計
建設省河川砂防技術指針(案) 設計編 [I] 同解説	H9.10	建設省河川局監修	建河I
建設省河川砂防技術指針(案) 設計編 [II] 同解説	H9.10	建設省河川局監修	建河II
砂防設計公式集	S59.10	(社)全国治水砂防協会	砂設公
透過型砂防堰堤技術指針(案)	H13.1	建設省河川局砂防部	建透指
鋼製砂防構造物設計便覧 (平成21年版)	H21	(財)砂防・地すべり技術センター	鋼砂便
砂防施設設計要領(案)	H21.3	中部地方整備局監修	中砂要